

都道府県・市区町村に寄附した場合の税額の軽減額(モデルケース)

所得税は寄附を行った年分の所得税から控除され、住民税は寄附を行った年の翌年度分の住民税から控除されます。

単身の給与所得者の場合

年収500万円の方

1万円寄附したとき	5,000円軽減	(住民税分 4,500円、所得税分 500円)
3万円寄附したとき	25,000円軽減	(住民税分 22,500円、所得税分 2,500円)
5万円寄附したとき	35,100円軽減	(住民税分 30,600円、所得税分 4,500円)
10万円寄附したとき	45,100円軽減	(住民税分 35,600円、所得税分 9,500円)

年収700万円の方

1万円寄附したとき	5,000円軽減	(住民税分 4,000円、所得税分 1,000円)
3万円寄附したとき	25,000円軽減	(住民税分 20,000円、所得税分 5,000円)
5万円寄附したとき	45,000円軽減	(住民税分 36,000円、所得税分 9,000円)
10万円寄附したとき	69,000円軽減	(住民税分 50,000円、所得税分 19,000円)

年収1,000万円の方

1万円寄附したとき	5,000円軽減	(住民税分 4,000円、所得税分 1,000円)
3万円寄附したとき	25,000円軽減	(住民税分 20,000円、所得税分 5,000円)
5万円寄附したとき	45,000円軽減	(住民税分 36,000円、所得税分 9,000円)
10万円寄附したとき	93,600円軽減	(住民税分 74,600円、所得税分 19,000円)

夫婦のみの給与所得者の場合

年収500万円の方

1万円寄附したとき	5,000円軽減	(住民税分 4,500円、所得税分 500円)
3万円寄附したとき	25,000円軽減	(住民税分 22,500円、所得税分 2,500円)
5万円寄附したとき	31,800円軽減	(住民税分 27,300円、所得税分 4,500円)
10万円寄附したとき	41,800円軽減	(住民税分 32,300円、所得税分 9,500円)

年収700万円の方

1万円寄附したとき	5,000円軽減	(住民税分 4,000円、所得税分 1,000円)
3万円寄附したとき	25,000円軽減	(住民税分 20,000円、所得税分 5,000円)
5万円寄附したとき	45,000円軽減	(住民税分 36,000円、所得税分 9,000円)
10万円寄附したとき	65,700円軽減	(住民税分 46,700円、所得税分 19,000円)

年収1,000万円の方

1万円寄附したとき	5,000円軽減	(住民税分 4,000円、所得税分 1,000円)
3万円寄附したとき	25,000円軽減	(住民税分 20,000円、所得税分 5,000円)
5万円寄附したとき	45,000円軽減	(住民税分 36,000円、所得税分 9,000円)
10万円寄附したとき	90,300円軽減	(住民税分 71,300円、所得税分 19,000円)

夫婦2人(うち1人特定扶養)の給与所得者の場合

年収500万円の方

1万円寄附したとき	5,000円軽減	(住民税分 4,700円、所得税分 300円)
3万円寄附したとき	17,400円軽減	(住民税分 16,100円、所得税分 1,300円)
5万円寄附したとき	20,400円軽減	(住民税分 18,100円、所得税分 2,300円)
10万円寄附したとき	27,900円軽減	(住民税分 23,100円、所得税分 4,800円)

年収700万円の方

1万円寄附したとき	5,000円軽減	(住民税分 4,500円、所得税分 500円)
3万円寄附したとき	25,000円軽減	(住民税分 22,500円、所得税分 2,500円)
5万円寄附したとき	38,400円軽減	(住民税分 33,900円、所得税分 4,500円)
10万円寄附したとき	48,400円軽減	(住民税分 38,900円、所得税分 9,500円)

年収1,000万円の方

1万円寄附したとき	5,000円軽減	(住民税分 4,000円、所得税分 1,000円)
3万円寄附したとき	25,000円軽減	(住民税分 20,000円、所得税分 5,000円)
5万円寄附したとき	45,000円軽減	(住民税分 36,000円、所得税分 9,000円)
10万円寄附したとき	82,500円軽減	(住民税分 63,500円、所得税分 19,000円)